

The  
RULES  
of  
MOIS

2022

# さいたま市立大宮国際中等教育学校 学校憲章

## 第1条（人間の尊厳、個性の尊重と多様性）

大宮国際中等教育学校では、そこで学ぶすべての生徒、そこで働くすべての職員、そこに関わる全ての人々は、それぞれが生まれながらに、あるいは成長に伴って持つ尊厳を認められ、ひとりの人間として尊重される。個人の尊厳と学校における多様性の確保のため、それぞれの人々の持つ様々な違いは、各自の個性として最大限に尊重されなければならない。

## 第2条（権利の尊重）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国籍、社会的出身、財産、心身障害などの、いかなる差別もなしに、世界人権宣言や児童の権利条約をはじめとする国際条約、日本国憲法をはじめとする法令、およびこの憲章に定める権利を尊重され、確保される。

## 第3条（権利の制限の禁止）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人は、諸法令に違反するとき、および他の人々の権利を侵害するときを除いては、権利を制限されない。

## 第4条（生徒の利益の考慮）

大宮国際中等教育学校では、生徒に関わる決定に際しては、それが生徒、教職員、保護者、そのほかいずれによって行われるものであっても、すべての生徒の最善の利益が主に考慮される。

## 第5条（安全と安心）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わる人々は生命及び身体、精神の安全に関する権利を認められる。学校および職員は学校に関わるすべての人々の安全と安心を可能な最大限の範囲において確保する。

## 第6条（健康と休息）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、自らの健康を維持すること、健康の回復のための休息および余暇を与えられることについての権利を認められる。学校および職員は、学校に関わるすべての人の健康を守る手段を可能な最大限の範囲において確保する。

## 第7条（苦痛からの解放／暴力の禁止）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人は、身体的苦痛または精神的苦痛をともなう扱いを受けない。すべての暴力および攻撃は禁止される。

## 第8条（教育を受ける権利）

大宮国際中等教育学校では、そこに学ぶすべての生徒は、教育を受ける権利を認められる。学校および職員は、生徒がより良い教育を受けるための環境を可能な最大限の範囲において確保する。

## 第9条（諸活動への参加）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人は、校内および校外で行われる活動に自由に参加できる。諸法令に違反する場合、または学校および他者の安全や権利、学校の秩序を脅かす場合を除いては、それぞれの活動への参加を妨げられない。

## 第10条（進路の実現／挑戦と成長）

大宮国際中等教育学校では、そこに学ぶすべての生徒は、自分の将来の目標に向かって進み、その能力や適性に応じて、自らの望む進路を実現する権利が認められる。すべての生徒は、努力し、挑戦し、失敗し、成長する機会を保証される。

## 第11条（意見の表明、表現の自由）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、諸法令に違反するとき、および他の人々の権利を侵害するときを除いて、自らに影響を及ぼすすべての事項について自由に自らの意見を表明する権利を認められ、あわせて表現の自由についての権利を認められる。

## 第12条（私有財産の保護）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、その所有物に関する権利を認められる。すべての人々は、自らの所有物を他者によって不当に奪われ、使用されることはない。

## 第13条（被害の救済）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、自らの権利を侵害されたことについて学校および職員に救済を求めることができる。学校および職員は、被害からの救済および権利の回復のための措置を可能な最大限の範囲において確保する。

## 第14条（規則の変更の要求）

大宮国際中等教育学校では、そこに関わるすべての人々は、この憲章を含むすべての憲章・方針・規則等についてより良いものとするための改正、変更を要求する権利を認められる。改正、変更が要求された場合には、関係する人々が議論を行い、その是非を決定する。

## 第15条（権利の維持とすべての人々の義務）

この憲章で定められた権利は、大宮国際中等教育学校に関わるすべての人々の不断の努力によって守られなければならない。学校に関わるすべての人々は、権利を濫用してはならず、学校の一員としての自覚を持ち、常に学校の仲間のためにこれを利用する義務を負う。

#### 第16条（効力の発揮）

この憲章は、大宮国際中等教育学校に関わるすべての人々の代表による署名と承認によってその効力を発揮する。改正、変更が行われた際も、同様の手続きをもって発効する。

#### 第17条（学校憲章の改正）

この憲章を改正する場合には、生徒総会および職員会議、またはその後に行われる投票において、全生徒および全職員のそれぞれ3分の2以上の賛成をもってこれを発議し、学校に関わるすべての人々の代表による会議において改正の是非を決定する。

# さいたま市立大宮国際中等教育学校 校則

## 1章 教育課程

### 第1条（教育課程）

教育課程は学校が定め、生徒・保護者に提示する。

## 2章 服装・身だしなみ

### 第1条（服装・頭髪・身だしなみ）

学校生活、および登下校の際の服装、身だしなみは、清潔感を意識するとともに、時・場所・機会に適したものとし、周囲への配慮を持ったうえで、各自の個性を最大限尊重する。

### 第2条（制服）

学校生活、および登下校においては、定められた制服を正しく着用する。

### 第3条（授業における服装）

授業においては、定められた制服または授業を担当する教師に指示された服装で授業を受ける。

### 第4条（頭髪）

頭髪は、清潔感を意識し、周囲への配慮を持ち、授業および学校生活の妨げにならないものとする。

## 3章 携行品

### 第1条（携行品）

学校には、授業および学校生活に必要なものを持参することとし、必要ないものを持参しない。学校に貸与されたものも同様に、授業および学校生活のために使用する。

### 第2条（持ち物の管理）

私物は自ら責任を持って管理する。他人の私物を勝手に使用することの無いようにする。

### 第3条（金銭トラブルの防止）

金銭にまつわるトラブルを避けるため、金銭の貸し借り等の行為は禁止する。

## 4章 学校生活

### 第1条（登校・下校）

登校・下校の際は、定められた交通手段および経路を利用し、自分および他者の安全に最大限配慮する。

### 第2条（時間）

学校生活においては、登校時間、下校時間をはじめとした時間を守って生活し、時間の余裕を持って行動する。

### 第3条（施設の利用）

学校の施設は、現在および未来のすべての生徒が使うものであるから、破損等の無いように大切に使用し、占有や勝手な使用があってはならない。

### 第4条（校内の安全）

校内では、自らの安全を守るように注意を払うとともに、周囲の人の安全に最大限配慮しなければならない。

### 第5条（自らの役割）

給食、清掃等の学校生活における諸活動について、自分に課せられた仕事を責任をもって果たさなければならない。

### 第6条（防災）

地震、竜巻等の天災、火災や不審者の侵入などの事件の際には、学校に関わる全ての人の生命と安全を最大限保護するために、迅速かつ冷静に行動する。有事に備えるため、避難訓練等の防災訓練に積極的に参加しなければならない。

### 第7条（いじめの禁止）

あらゆるいじめは、これを禁止する。学校に関わるすべての人は、いじめの発生を防ぎ、いじめを解消するよう努めなければならない。

## 5章 授業

### 第1条（授業の開始、終了）

生徒および教員は、授業が時間通り、円滑に始められるよう努めなければならない。

## 第2条（授業の環境）

生徒および教員は、すべての生徒が集中して積極的に授業を受け、自らの能力を伸ばすことができる環境や雰囲気を作らなければならない。生徒は、正当な理由なく授業の進行を妨げたり、他の生徒の学習を妨げてはならない。

## 第3条（他者への攻撃の禁止）

生徒および教員は、同じ授業に参加するすべての人に対して、いかなる攻撃もしてはならない。教員の生徒への体罰、生徒から教員への暴力・暴言、生徒同士のからかいや、人格・言動に対する否定などのすべての攻撃的言動を禁止する。

# 6章 After School Activities

## 第1条（自主的課外活動）

After School Activities は、学校における学習や給食・清掃などの諸活動、生徒会活動に加えて、生徒によって自主的に行われる課外活動であり、目標を持って計画的に行われなければならない。

## 第2条（Club Activity）

Club Activity は、After School Activity の一種であり、それぞれの生徒の学校生活をより充実させ、様々な体験をする機会を確保するために設置される活動である。

## 第3条（Club Activity への参加）

Club Activity への参加は、それぞれの生徒の意思が最大限尊重される。学習活動や校外での自主的な活動を妨げるものではない。

# 7章 生徒会

## 第1条（生徒会の組織）

大宮国際中等教育学校の全生徒によって生徒会を組織し、行事の運営、委員会活動等を通して、学校の自治に当たる。

## 第2条（生徒会の役割）

生徒会は現在および過去と未来の全生徒を代表し、学校の自治に関する生徒の決定権を行使する。

## 第3条（生徒総会）

全校生徒による生徒総会を、生徒会の最高議決機関とする。

#### 第4条（生徒会と学校・職員）

学校及び職員は、学校の自治にかかわる事項について生徒会から要求があった場合には、速やかに協議に応じなければならない。

### 8章 発効および改正

#### 第1条（改正）

改正を行う場合には、以下の手順による。

1. 生徒総会またはその後に行われる投票において、全生徒の3分の2の賛成によって可決したのち、教員および保護者の代表との協議を行い、合意を得る。
2. 職員会議での決定ののち、生徒総会またはその後に行われる投票において、全生徒の過半数の賛成によって承認される。

#### 第2条（効力の発揮）

この校則は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。校則の改正・追加・廃止が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

2021年10月11日

（学校代表）校長

関田 晃

（生徒代表）生徒会長

綾部 真宙

# さいたま市立大宮国際中等教育学校 服装・頭髪規則

## 1章 服装

### 第1条（制服の指定）

指定の制服・体育着等は改造等を行わずに着用する。身体の成長に合わせたサイズの調整は改造に含まない。

### 第2条（制服の着用）

登下校時および学校生活では制服を着用する。授業等で指示があった場合や After School Activities で定められたものを着用する場合は除く。

休日の活動であっても、大宮国際中等教育学校の生徒として活動する際には原則として制服を着用する。

### 第3条（授業時の服装）

授業時の服装については、生徒は該当教科および担当教員の指示に従う。

### 第4条（After School Activities 時の服装）

After School Activities 時の服装については、各 Activity で定められたものを着用することとし、すべての授業または Daily Reflection が終了してから着用し、活動時間以外に着用しない。

### 第5条（夏服と冬服、衣替え）

4月1日～5月31日および10月1日～3月31日を冬期、6月1日～9月30日を夏期とする。6月1日および10月1日をもって衣替えとし、衣替え前後の2週間を服装移行期間とする。

### 第6条（正装）

儀式的行事等の指定された際には、正装で参加する。正装は、時期に応じた制服上下、指定の靴下の着用とする。冬季のネクタイ・リボンについては、正ネクタイ・正リボンとする。夏季の上衣については紺のポロシャツとする。

第7条（服装の規定）

大宮国際中等教育学校の服装に関する規定は以下のとおりとする。

	種類	規定
冬季	制服（冬服）	指定のジャケット 指定のスラックスまたはスカート <ul style="list-style-type: none"> <li>・スラックスの丈はくるぶしがかくれるようにする</li> <li>・スカートの丈は膝にかかる程度またはそれ以上とする</li> </ul> 指定のネクタイまたはリボン <ul style="list-style-type: none"> <li>・正：チェックのネクタイ・紺のリボン</li> <li>副：臙脂のネクタイ・リボン</li> <li>・正装時以外は副ネクタイ・リボンの着用を認める。</li> <li>・ネクタイピンの使用を認める。</li> </ul>
	シャツ	指定の白の長袖ワイシャツまたは白の長袖ブラウス <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャツをスラックスやスカートの外に出す、ボタンを開けるなど、だらしない着方はしない</li> </ul>
	下着・インナーシャツ	色や柄がシャツの外から透けないもの ハイネックなどシャツの襟もとから見えるものは着用しない
	ソックス	正装時は指定のソックス <ul style="list-style-type: none"> <li>・正装時以外は紺の無地（ワンポイントは可）、くるぶしより上でひざ下までの長さのソックスを着用してよい。</li> </ul>
	タイツ・ストッキング	黒・肌色で無地のもの
	シューズ	ローファーまたはスニーカー <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪・大雨などのときはスノーブーツ・レインブーツなど適したものを着用してよい。</li> </ul>
	セーター・ベスト	指定のセーターまたは指定のベスト
	防寒具	登下校時や、屋外での活動時に着用し、室内で着用しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒・紺・グレーで無地のものとする。</li> </ul>
夏季	制服（夏服）	指定の紺のポロシャツ 指定の白のワイシャツ 指定の白のセーラーブラウス } から選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイシャツをスラックスやスカートの外に出す、第二ボタンを開けるなど、だらしない着方はしない</li> <li>・セーラーブラウスを着用する際にはリボンを着用する</li> </ul> 指定のスラックスまたはスカート <ul style="list-style-type: none"> <li>・スラックスの丈はくるぶしがかくれるものとする</li> <li>・スカートの丈は膝にかかる程度とする</li> </ul>

	下着	色や柄がシャツの外から透けないもの ハイネックなどシャツの襟もとから見えるものは着用しない
	ソックス	正装時は指定のソックス ・正装時以外は紺の無地（ワンポイントは可）、くるぶしより上でひざ下までの長さのソックスを着用してよい。
	シューズ	ローファーまたはスニーカー ・大雪・大雨などのときはスノーブーツ・レインブーツなど適したものを着用してよい。
体育着・トレーニングウェア		上：指定の T シャツ 下：指定のハーフパンツ 指定のトレーニングウェア上下
After School Activities		各 Activity で定められたもの
その他	装飾品	ジュエリー、アクセサリは着用しない
	眼鏡 コンタクトレンズ	サングラス、カラーコンタクトレンズ等のレンズが着色されたものは使用しない
	化粧	化粧はしない ・リップクリームは色のついていないものを利用する。

## 第8条（名札）

生徒は指定の名札を上衣のよく見える位置（基本的には左胸）につける。

## 第9条（特別の事情）

服装に関する規定について、医療・健康上や宗教上等の特別の事情がある場合は、生徒・保護者・担任・生徒指導関係者等によって個別の協議をおこなう。

## 第10条（違反に対する罰則）

学校では、服装に関する規定に違反するものを着用することはできない。着用の仕方が規定に反する場合、その場で直さなければならない。装飾品等は学校で預かり、保護者に返却する。学校は、違反を繰り返す生徒に対して、個別の指導や懲戒を行うことがある。

# 2章 頭髪

## 第1条（個性の尊重）

自分が持って生まれた個性を大事にし、手を加えることのないようにする。

## 第2条（授業時の頭髪）

体育、技術・家庭等の実習等において、頭髪に関する指定がある場合には、生徒は該当教科および授業担当教員の指示に従う。

### 第3条（頭髪の規定）

大宮国際中等教育学校の頭髪に関する規定は以下のとおりとする。

項目	規定
色	染髪をせず、生まれつきの髪の色を保つ
髪型	パーマ・ヘアアイロンなどで髪を加工しない 周囲に迷惑や威圧感を与える髪型にしない。
装飾品	髪をとめる場合は飾りのついていないヘアピン・ヘアゴムを用いる。 ウィッグ・エクステ・髪飾り等のアクセサリはつけない。

### 第4条（特別の事情）

頭髪に関する規定について、医療・健康上や宗教上等の特別の事情がある場合は、生徒・保護者・担任・生徒指導関係者等によって個別の協議をおこなう。

### 第5条（違反に対する罰則）

学校では、頭髪に関する規定に違反する頭髪で生活することはできない。規定に違反する状態はただちに直さなければならない。装飾品等は学校で預かり、保護者に返却する。学校は、違反を繰り返す生徒に対して、個別の指導や懲戒を行うことがある。

## 3章 発効および改正

### 第1条（改正）

本規則の改正・追加・廃止を行う場合には、以下の手順による。

1. 生徒総会またはその後に行われる投票において、全生徒の過半数の賛成によって可決したのち、職員会議で同意を得る。
2. 職員会議での決定ののち、生徒の代表との協議を行い、同意を得る。

### 第2条（効力の発揮）

この校則は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。規則の改正・追加・廃止が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

2021年10月11日

(学校代表) 校長

関田 晃

(生徒代表) 生徒会長

綾部 真宙

# さいたま市立大宮国際中等教育学校 学校生活規則

## 1章 登下校

### 第1条（登下校の手段）

登下校は、徒歩及び鉄道・バスを用いて行う。バスは指定された路線・バス停を使用する。交通事情等によって自転車通学が許可されることもある。自転車で通学する場合には、別に定める自転車通学規定に従う。

### 第2条（登下校の服装）

登下校時には、定められた制服を着用する。防寒着等の着用は、別に定める服装・頭髪規則に従う。

### 第3条（登校時刻・下校時刻）

生徒の登校時刻・下校時刻は、原則として以下のとおりとする。特別に下校時間を定める場合は事前に連絡する。

登校時刻	7時30分から8時30分
下校時刻	全日課終了から16時50分まで ※担当教員の指導・監督がある場合、17時30分を超えない範囲で延長することができる。

### 第4条（欠席・遅刻・早退）

欠席・遅刻・早退の扱いおよび手続きは、出席の扱いに関する規程による。

### 第5条（鉄道の運休）

鉄道の運休・遅延によって学校を欠席または遅刻した場合の扱いは、出席の扱いに関する規程による。

## 2章 授業

### 第1条（授業の開始）

授業の開始時間になるまでに、更衣や教室移動等の授業の準備を終えて、授業開始を待つこと。授業開始の際に教室にいない場合には、遅刻とする。

### 第2条（授業の受け方）

授業中は当該授業に必要なもの以外は机上に出さず、授業に集中できる環境を自分で整備すること。

### 第3条（授業への取り組み）

授業中は授業内で行われる活動に集中し、無関係な私語、他教科の学習（いわゆる内職）、飲食等を行うことのないようにすること。

### 第4条（教科書・教材の管理）

教科書・教材は自分の机の引き出しおよび自分のロッカーで管理し、公共の場所に置くことの無いようにする。教室移動等で自分の席を離れる際は机の中を空にし、教科書・教材はロッカーに入れて鍵をかける。下校時は机の中を空にし、教科書・教材は必要に応じて家庭に持ち帰り、持ち帰らないものはロッカーに入れて鍵をかける。

### 第5条（不正行為の禁止）

授業中や授業外で行われる課題、定期試験等の際し、盗作、剽窃、カンニング等の不正行為を行ってはならない。不正行為が行われた場合には、教員は個別の指導及び懲戒を行う。詳細は別に定める懲戒規定等による。

## 3章 学校生活

### 第1条（施設・備品の保全）

学校の施設や備品を破損させてはならない。もし破損や故障が発生した場合、または破損や故障に気づいた場合には、速やかに教職員に伝えること。

### 第2条（施設・備品の利用）

学校のすべての施設は、勝手な使用や占有はできない。授業以外で使いたい場合には、使用の目的および時間を明確にして、該当の施設・備品の管理を担当する教職員の許可を得ること。空き教室や特別教室等に勝手に立ち入ることは禁止する。

### 第3条（購買・自動販売機の利用）

2020年度および2021年度は、購買は設置されない。自動販売機は始業前と放課後・休日の使用を認める。

### 第4条（飲食）

飲食は許可された教室やコミュニティスペース等の場所で行い、廊下等を歩きながら飲食しない。

### 第5条（外出）

登校後の授業以外での校外への外出は、原則として禁止する。特別の事情がある場合には、外出届を記入のうえ、担当の教員の許可を得ること。

#### 第6条（給食）

給食の準備・片付けには協力して取り組み、全員が快適に食事をできるような時間、環境を確保しなければならない。詳細は、別に定める給食のきまりによる。

#### 第7条（清掃）

清掃には積極的かつ責任感を持って取り組み、校内の環境整美に努めなければならない。詳細は、別に定める清掃マニュアルによる。

#### 第8条（放課後）

放課後は、最終下校時刻に関わらず、学校に用のない生徒は速やかに帰宅しなければならない。16時50分を過ぎて学校で活動する場合には、担当の教員の許可を得ること。

#### 第9条（After School Activities）

After School Activities は、学業及び学校行事との両立ができるように行う。詳細は、別に定めるAfter School Activities に関する規則による。

#### 第10条（アルバイト）

アルバイトは、原則として禁止する。後期課程生徒で特別な事情がある場合には、アルバイト届を提出のうえ、学業の支障にならない範囲で許可することがある。その際も、居酒屋等の酒類を主に提供する飲食店や、パチンコ店などのギャンブルを提供する店でのアルバイトは認めない。

## 4章 携行品

#### 第1条（私物の持込み）

授業・学校生活に不要なものを学校に持ち込まない。

#### 第2条（個人ロッカーの使用）

私物は個人のロッカーで管理することとし、必ず鍵をかける。廊下や教室等の公共の場所に個人の私物を置かない。

#### 第3条（私物の学校預かり）

個人の私物に関して、規則に違反する使用、持ち込みがあった場合には、学校が預かり、保護者に返却する。

#### 第4条（携行品に関する規定）

大宮国際中等教育学校の携行品に関する規定は以下のとおりとする。

項目	規則
携帯・スマホ	登下校の安全確保および学校生活のための持込みを認める。 ・始業から終業の間には使用しない。電源を切ってロッカーに入れ、鍵をかける。 ・イヤホンで音楽を聴きながら登校するなどの危険な使用をしない。
財布・定期	紛失等の無いように各自で管理する。
個人PC	基本的には持ち込まない。 ・授業に必要なソフト等の関係で持ってくる場合には教員の許可を得る。
カバン	指定のバッグを使用する。 指定のバッグを使用したうえで、必要に応じてサブバッグの使用を認める。 ・制服と調和し、安全上問題がないものを選んで使用する。 ・高価なブランド品等、治安上の問題が発生する可能性のあるものは避ける。
補食・飲料	授業時間中の飲食を行わない。 前期課程の生徒は給食があるため、原則として食べ物を持ち込まない。

#### 第5条（特別の事情）

携行品に関する規定について、医療・健康上や宗教上等の特別の事情がある場合は、生徒・保護者・担任・生徒指導担当教員等によって個別の協議をおこなう。

## 5章 発効および改正

#### 第1条（改正）

改正を行う場合には、以下の手順による。

1. 生徒総会またはその後に行われる投票において、全生徒の過半数の賛成によって可決したのち、職員会議で同意を得る。
2. 職員会議での決定ののち、生徒の代表との協議を行い、同意を得る。

#### 第2条（効力の発揮）

この規則は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。規則の改正・追加・廃止が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

2021年10月11日

(学校代表) 校長

関田 晃

(生徒代表) 生徒会長

綾部 真宙

## 出欠の扱いに関する規程

第1条 出欠の種類および扱いは、以下のとおりとする。

(1) 一日を単位とするもの

種別	条件	出席	欠席	日数
出席	始業時間までに登校し、終業時間以降に下校する	1	0	0
公用欠席（公欠）	学校に許可された校外活動等のために登校していない	1	0	0
遅刻	始業時間までに登校していない	1	0	0
早退	終業時間前に下校している	1	0	0
欠席（病欠）	病気・ケガ等の心身の問題によって登校していない	0	1	0
欠席（事故欠）	自己及び家庭の事情によって登校していない	0	1	0
出席停止	学校保健安全法施行規則に指定された学校伝染病への罹患により出席が禁じられている 前期課程において周囲の生徒の教育を受ける権利を守るために校長により出席が禁じられている	0	0	-1
忌引	家族・親類等の葬儀のために登校しない	0	0	-1
家庭研修	生徒各自の能力の伸長に向けた家庭での学習・研修のため、登校しないことが認められている	1	0	0
家庭謹慎	後期課程生徒で、生徒指導上の問題により登校が認められない	0	1	0

- 1 一日のすべての授業・活動について公用欠課が認められた場合、公用欠席とする。  
公用欠課の条件は（2）一授業を単位とするもので定める。
- 2 鉄道の運休・遅延によって学校を欠席した場合、以下の条件がすべてそろった場合に限って当該生徒の欠席は取り消される。
  - (ア) 8時の時点で、生徒が使用している路線に運休が発生していること。  
または8時の時点で、生徒が使用している駅で入場制限が行われていること。
  - (イ) (ア)の状態が、13時の時点で継続していること。
- 3 遅刻・早退は指導要録に記載する。通知表には記載しない。

- 4 学校保健安全法施行規則に指定された学校伝染病への罹患により出席停止となった場合には、下表の「出席停止の期間」の規準によって出席停止を解除する。「治癒」に関しては、医師の診断を必要とする。

分類	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種 (医師より登校禁止を指示された場合のみ報告)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157他)、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症(流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、EBウイルス感染症など)	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

- 5 生徒は、親族が死亡した場合、服喪のため忌引を受けることができる。忌引の日数は、以下のとおりとし、遠隔地等には配慮する。

死亡した者	忌引の日数
父・母	7日
兄弟姉妹・祖父母	3日
曾祖父母・叔父母・伯父母	1日

- 6 第6年次末の家庭研修の期間は、すべての授業が終了してから、卒業式前日までとする。この期間中の登校日の出欠は、登校の有無にかかわらず(1)表中の「家庭研修」となる。

- 7 家庭謹慎中の生徒の出欠は欠席扱いとする。

(2) 一授業を単位とするもの

種別	条件(通常日課の場合)	出席	欠課	時数
完全出席	授業開始時間から、授業終了時間まで授業に参加する	2	0	0
不完全出席	授業への遅刻・早退、保健室での休養等で20分以上60分未満授業に参加しない	1	1	0
欠課	病気・ケガ等の心身の問題または自己または家庭の事情によって授業を受けていない 授業への遅刻・早退、保健室での休養等で60分以上授業に参加しない	0	2	0
(遅刻)	当該授業の開始時間に授業に参加していない			
(早退)	当該授業の終了時間以前に授業から退出する			
公用欠課(公欠)	学校に時間を定めて許可された校外活動等のために授業に参加していない	2	0	0
出席停止	(1)の規定により、1日単位で出席停止となっている	0	0	-2
忌引	(1)の規定により、1日単位で忌引となっている	0	0	-2
家庭謹慎	(1)の規定により、家庭謹慎となっている	0	2	0

- 1 以上の出欠は各教科目の授業・総合的な学習の時間・LHR・特別の教科道徳において記録される。
- 2 一授業を単位とする出欠は、2単位時間をもつとするtermの単位で記録する。1単位時間ごとには記録しない。
- 3 1単位時間をtermとする科目の場合は、不在時間が授業時間の40%以上となった時、欠課とする。
- 4 以下の理由で公用欠課願を提出し、学校に認められたうえで、予定通りに活動に参加した場合、公用欠課扱いとする。
  - (ア) 進学、就職のための受験等
  - (イ) Club Activityに関する対外試合等
  - (ウ) 学校が校内および校外で行う教育活動
  - (エ) 学校の教育活動に関連する校外の研究発表会等であって、学校の認めたもの
  - (オ) その他(ア)～(エ)に準ずるもので、校長が認めたもの
- 5 鉄道の運休・遅延によって学校に遅刻した場合、以下の条件がすべてそろった場合に限って教務部に自己申告した当該生徒の遅刻は取り消される。
  - (ア) 8時の時点で、生徒が使用している路線に運休または15分以上の遅延が発生していること。
  - (イ) 使用している路線の遅延証明書を、遅刻届の裏面に貼付して提出すること。
  - (ウ) 列車の遅延が解消されてから市内居住の場合60分以内、市外居住の場合120分以内に登校すること。

6 鉄道以外の交通機関の遅延による遅刻は、取り消されない。荒天や災害等、特別の事情がある場合には、協議のうえ校長が遅刻の取り消しを認める。

(3) 適応指導教室・フリースクール等への通学について

- 1 出席簿上の出欠の扱いは「事故欠」とする。
- 2 保護者の申請に基づいて審査を行い、校長が認めた場合には、1の「事故欠」を指導要録上で「出席」と扱うことができる。
- 3 2の場合にも、各授業の出欠は「欠課」となる

第2条 出欠に関する書類及び手続きは、以下のとおりとする。

(1) 公用欠課（欠席）の場合は、以下の手続きを行う。

- 1 前日までに生徒・保護者が公用欠課（欠席）願に必要事項を記入し、担当者に提出する。担当者は校長の承認を受け、HR担任に公用欠課（欠席）願を渡す。
- 2 同じ理由で複数の生徒が公用欠課（欠席）となる場合は、担当者は公用欠課（欠席）となる者の名簿を作成して校長および該当学年の学年主任に提示する。
- 3 公用欠課（欠席）願の書式は、別紙1のとおりとする。

(2) 前日までに欠席・遅刻・早退がわかっている場合の手続きは、以下のとおりとする。

- 1 前日までに、以下のいずれかの手続きを行う。
  - (ア) 保護者がメール連絡網を利用して連絡する。
  - (イ) 事前欠席・遅刻・早退届に必要事項を記入し、HR担任に提出する。
- 2 事前欠席・遅刻・早退届の書式は、別紙2のとおりとする。

(3) 当日に欠席する場合の手続きは、以下のとおりとする。

- 1 保護者がメール連絡網または電話で学校に連絡する。電話での連絡を受けた教職員は、メール連絡網システムを利用し、生徒の出欠を登録する。
- 2 連絡なく生徒が欠席した場合には、家庭に連絡し、欠席の事実とその理由等を確認する。

(4) 当日に遅刻する場合の手続きは、以下のとおりとする。

- 1 保護者がメール連絡網または電話で学校に連絡する。電話での連絡を受けた教職員は、メール連絡網システムを利用し、生徒の遅刻を登録する。
- 2 生徒は学校に登校したら、職員室で遅刻届を受け取り、授業担当者に提出し、サインをもらう。授業担当者は生徒の入室時刻を記録し、遅刻届を速やかにHR担任に渡す。
- 3 遅刻届の書式は、別紙3のとおりとする。

(5) 当日に早退する場合の手続きは、以下のとおりとする。

- 1 体調不良での早退の場合、学年教員または養護教諭から保護者に連絡し、連絡が取れたら早退させる。保護者と連絡が取れない場合には早退させない。
- 2 体調不良・怪我等で学校から病院に搬送する場合は、生徒を保護者に病院で引き渡す。引き渡しが行えない場合には、学校に連れ帰り、保護者に迎えに来てもらう。

- 3 家庭や本人の都合による早退の場合、保護者がメール連絡網または電話で学校に連絡する。電話での連絡を受けた教職員は、メール連絡網システムを利用し、生徒の出欠を登録する。
  - 4 早退をした場合、家に着いたら学校に連絡する。
- (6) 出席停止の場合の手続きは、以下のとおりとする。
- 1 欠席・早退等の手続きを行い、出席停止に該当する感染症等が明らかになった段階で、保護者から学校に連絡し、出席停止期間を確認する。
  - 2 出席停止の期日が過ぎて登校する際には、保護者が治癒報告書を記入し、生徒が登校した日に保健室に提出する。
  - 3 治癒報告書の書式は、別紙4のとおりとする。
- (7) 忌引の場合の手続きは、以下のとおりとする。
- 1 前日までに、忌引きが分かっている場合は、以下のいずれかの手続きを行う。
    - (ア) 保護者がメール連絡網を利用して連絡する。
    - (イ) 生徒・保護者が忌引届に必要事項を記入し、担任に提出する。
  - 2 当日に忌引となる場合は、保護者がメール連絡網または電話で学校に連絡する。電話での連絡を受けた教職員は、メール連絡網システムを利用し、生徒の出欠を登録する。
  - 3 忌引届の書式は、別紙5のとおりとする。

第3条 この規程に示されていないことは、さいたま市立中学校・高等学校の出欠の扱いについての規程に準じた扱いとなるよう、協議の上で追加・変更・削除を行う。

第4条 出欠の記録及び出席簿の記入は、別に定める出欠の記録についての規程に従う。

附則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 生徒の懲戒処分に関する規程（後期課程生）

（趣旨）

第1条 この規程は、さいたま市立大宮国際中等教育学校学則（以下「学則」という。）第33条第2項に定める懲戒処分（以下「処分」という。）の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

（謹慎）

第2条 謹慎は、家庭謹慎又は登校謹慎とし、その期間は、いずれも休業日を通算して2週間を超えない範囲とする。

（停学）

第3条 停学は、1月を超えない範囲の期間において登校を停止する。

（退学）

第4条 退学は、学則第33条第4項各号の一に該当する場合の外に、行うことができない。

（処分の基準）

第5条 処分の基準は次のとおりとする。

1 次に掲げる各号の一に該当する非行等があった者の処分は戒告以上とする。

- （1）教職員に対する暴言等
- （2）正当な理由のない煙草、酒類等の所持
- （3）不健全な文書、その他の不健全な物品等の所持
- （4）賭博行為
- （5）風俗営業等法令で禁じられている場所への出入り
- （6）総括的評価に関する不正行為
- （7）情状が重いと認められるその他の校則違反

2 次に掲げる各号の一に該当する非行等があった者の処分は謹慎以上とする。

- （1）学校の秩序を乱す集団的な行為
- （2）暴力行為、障害
- （3）万引、窃盗、恐喝
- （4）凶器の所持
- （5）喫煙、飲酒
- （6）シンナー等薬物の乱用
- （7）故意による器物の破損
- （8）校内（インターネット上で学校の名前を使う場合も含む）で個人的に金銭を募る行為

3 教職員に対し暴行、脅迫があった者の処分は停学以上とする。

4 非行等の予備・未遂の場合、前各項の規定を準用して処分を行うことができる。

(期間の軽減)

第6条 謹慎又は停学の処分を受けた者が、改悛の情が顕著であると認められた場合は、その期間を軽減することができる。

(処分の決定)

第7条 処分は、原則として生徒指導部が原案を作成し、職員会議の議を経て校長がこれを決定する。

第8条 処分は、保護者を召喚し、関係教職員が立会って、校長が本人に言い渡すものとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# さいたま市立大宮国際中等教育学校 生徒会規約

## 前文

<日本語版>

さいたま市立大宮国際中等教育学校（MOIS）の生徒は、校訓でもある「Grit・Growth・Global」のマインドセットをもち、自分たちと未来の生徒のために行動することによって、自由・多様性・自主性が尊重される環境を作ります。

そのために、生徒は10の学習者像を意識し、行動します。自分だけでなく周りの生徒のことも考え、人を傷つけるようなことやいじめはしません。また、自分の学校だけにとらわれず、社会にも目を向け、地域や社会のためになる活動も積極的にを行います。

生徒会の各機関は、それぞれが自分の責務を全うします。この学校をよりよくしていくために、様々な活動を企画し、実行に移していきます。それぞれの機関が連携を図って活動を行い、この学校の為にそれぞれの機関内にとらわれず、積極的な連携を図ります。

さいたま市立大宮国際中等教育学校生徒会は、生徒会を構成する一人一人が自分の行動に責任を持ち、この学校をさらなる高みに押し上げることを目指して、前に進み続けることを誓います。

<English ver.>

We, the students of Saitama Municipal Omiya International Secondary School (MOIS) will create a good school where freedom, diversity, and independence are respected by acting for ourselves and future students while using the Grit, Growth, Global mindsets that are the school's motto.

To achieve this, students will be aware of and act based on the MOIS learner profile. We will think not only about ourselves but also about the students around us. We will not do anything to hurt or bully others. We will focus not only on our school, but also on society. We will actively engage in activities that benefit the local community and society.

Each organization that makes up the student council will fulfill its own responsibilities. They will plan and carry out various activities to improve the school. Also, each of the organizations will work in cooperation with each other, and we will actively cooperate with each other for the sake of this school, not just within each organization.

We, the student council of MOIS, pledge that each and every one of us will take responsibility for our own actions and continue to move forward to achieve even greater heights for this school.

## 第1章 総則

### 第1条（名称と構成）

本会はさいたま市立大宮国際中等教育学校生徒会と称し、本校生徒をもって構成する。

### 第2条（役割）

生徒会は現在および過去と未来の全生徒を代表し、教員等、学校に関わる人の助言や指導を得て、学校の自治に関する生徒の決定権を行使する。

### 第3条（機関）

本会には以下の機関を設ける。

1. 生徒総会
2. 中央委員議会
3. 生徒会長
4. 生徒会執行部
5. 専門委員会（保健・図書・広報・環境・給食・体育・MOIS Life）
6. HR委員会
7. 選挙管理委員会
8. 特別委員会

## 第2章 生徒総会

### 第1条（最高議決機関）

生徒総会は、本会の最高議決機関であって、全生徒をもって構成し、以下の事項を行う。

1. 学校憲章の改正・追加・廃止の審議
2. 校則の改正・追加・廃止の審議
3. 生徒会規約の改正・追加・廃止の審議
4. 各種規則・細則等の改正・追加・廃止の報告・承認

### 第2条（招集）

生徒総会の招集は、以下の通り行う。

1. 定例総会：年1回
2. 臨時総会
  - I. 生徒会長が必要と認めたとき
  - II. 中央委員議会が全議員の過半数の賛成によって必要と認めたとき
  - III. 全生徒の3分の1以上の署名による要求があったとき
  - IV. 職員会議での要求があったとき

### 第3条（生徒総会の運営）

生徒総会には、以下の役職を置く。それぞれの役職はHR選出中央委員より選出される。

1. 議長 1名
2. 副議長 1名
3. 書記 1名

### 第4条（招集の公示）

生徒総会の招集は、日時・場所・議題を明記した上、生徒会長の名によって、招集の7日前までに文書で公示する。

### 第5条（定足数）

生徒総会は全生徒の3分の2以上の出席によって成立する。ただし、出席数が全生徒の5分の4未満の場合、その生徒総会での決定は暫定のものとし、次回の生徒総会での再度の議決を必要とする。

### 第3章 中央委員議会

#### 第1条（議決機関）

中央委員議会は、生徒総会に次ぐ議決機関であって、以下の事項を行う。

1. 学校憲章、校則、生徒会規約、各種規則の改正・追加・廃止の発議
2. 予算の審議
3. 決算の承認
4. 生徒会行事の企画・実施要領の承認または審議
5. その他生徒全体に関わる事項

#### 第2条（構成）

中央委員議会は、以下の中央委員によって構成される。

1. HR 選出中央委員 24名（4名×6学年）  
…HR委員のどちらか1名とし、各HRで決定する。学年委員長の所属するHRは、学年委員長ではないHR委員がHR選出中央委員となる。
2. 専門委員長 7名（1名×7委員会）
3. 学年委員長 6名（1名×6学年）
4. 生徒会長・副会長 3名

#### 第3条（代理生徒の出席）

中央委員議会に出席できない場合には、代理生徒が出席する。代理生徒は、HR選出中央委員の場合にはもう一方のHR委員、専門委員長・学年委員長の場合は各副委員長、生徒会長・副会長が全員不在の場合は生徒会書記または会計とする。

#### 第4条（議長及び副議長）

中央委員議会には、議長1名および副議長1名を置く。議長及び副議長は、中央委員の中から互選によって選出される。生徒会長および副会長は、議長および副議長になることはできない。

#### 第5条（任期）

中央委員の任期は半年とする。

#### 第6条（選出および改選）

HR選出中央委員は、Semester 1とSemester 2に当該HRの全生徒を選挙権者とする選挙によってHR委員として選出され、そのうちの1名が各HRで決定される。詳細は別に定める生徒会選挙規約による。学年委員長、専門委員長の選出はそれぞれの規定に応じる。

#### 第7条（招集）

中央委員議会の招集は、以下の通り行い、必要に応じて代表等の出席を求めることができる。

1. 定例委員会：月1回（ただし8月を除く）
2. 臨時委員会：
  - I. 生徒会長が必要と認めたとき

Ⅱ. 中央委員の総数の3分の1以上の要求があったとき

Ⅲ. 教職員からの要求があったとき

#### 第8条（招集の公示）

中央委員議会の招集は、日時・場所・議題を明記した上、中央委員議会議長の名によって、招集の3日前までに文書で公示する。ただし、初回と臨時の場合はその限りではない。

#### 第9条（定足数）

中央委員議会は全委員の3分の2以上の出席および各専門委員長の3分の2以上の出席によって成立する。

## 第4章 生徒会長および生徒会執行部

### 第1条（執行機関）

生徒会長は、さいたま市立大宮国際中等教育学校全生徒および生徒会を代表し、生徒総会および中央委員議会での決定に基づいて、教員の指導・助言のもと、以下の事項を行う。

1. 学校憲章・校則・生徒会規約の改正・追加・廃止の原案作成および生徒総会への提案
2. 各種規則の改正・追加・廃止の専門委員会への提案
3. 生徒会行事の企画および実施要領案の作成と中央委員議会への提案
4. 生徒会行事の運営
5. その他生徒会全体に関わる活動

### 第2条（生徒会執行部）

生徒会執行部は、以下の役員から構成し、生徒会長とともに第1条に定められた事項を行う。

1. 副会長 前期課程（1年～3年生）、後期課程（4年～6年生） 各1名
2. 書記 前期課程（1年～3年生）、後期課程（4年～6年生） 各2名
3. 会計 前期課程（1年～3年生）、後期課程（4年～6年生） 各2名

### 第3条（役職と役割）

生徒会役員は、第1条、2条に定められた事項のほか、役職に応じて、以下の役割を持つ。

1. 後期課程（4年～6年生）より選出された副会長は、会長の職務を補佐するとともに、会長が欠けた場合にその職務を代行する。
2. 前期課程（1年～3年生）より選出された副会長は、会長の職務を補佐するとともに、生徒会における前期生徒の代表となる。
3. 書記は、生徒会活動に関する記録、通信等を行い、それを保管する。
4. 会計は、生徒会の会計事務を行うとともに、決算報告・予算案作成の中心となる。

### 第4条（選出と改選）

生徒会長および生徒会役員を選出および改選は、全生徒を選挙権者とする選挙によって選出され、校長によって任命される。詳細は別に定める生徒会選挙規約による。

### 第5条（任期）

生徒会長および生徒会役員は任期は1年とする。

### 第6条（兼務の禁止）

生徒会長および生徒会役員は、専門委員、HR委員、選挙管理委員、特別委員と兼務することはできない。

### 第7条（執行部会）

生徒会執行部会は、1か月に1回以上の頻度で開催される。出席者は生徒会長および生徒会役員とし、必要に応じて専門委員長、Club代表者等の出席を求めることができる。

## 第8条（特別委員会の設置）

生徒会長は、生徒会行事等の生徒全体に関わる事項の運営・事務のために、生徒会執行部の下に特別委員会を設置することができる。

## 第5章 専門委員会

### 第1条（専門機関）

専門委員会は、生徒総会および中央委員議会での決定に基づいて、それぞれの担当分野について、本規約に定められた事項を行う。

### 第2条（専門委員会の種類）

大宮国際中等教育学校には、以下の専門委員会を置く。

1. 保健委員会
2. 図書委員会
3. 広報委員会
4. 環境委員会
5. 給食委員会
6. 体育委員会
7. MOIS Life 委員会

### 第3条（専門委員会の構成）

各専門委員会は、各 HR から男女1名ずつ選出された専門委員によって構成される。

### 第4条（専門委員会の役職）

各専門委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。委員長は後期課程（4年～6年生）から選出し、副委員長は前期課程（1年～3年生）、後期課程（4年～6年生）からそれぞれ1名ずつを、委員の互選によって選出する。ただし、給食委員会については委員長、副委員長ともすべて前期課程（1年～3年生）から選出する。書記等は必要に応じて置くことができる。

### 第5条（専門委員会の任期）

各専門委員の任期は半年とする。

### 第6条（兼務の禁止）

各専門委員は、生徒会長および生徒会役員、HR委員、選挙管理委員、特別委員と兼務することはできない。

### 第7条（保健委員会）

保健委員会は、生徒の健康の増進のため、以下の事項を行う。

1. 生徒の健康観察及び健康観察簿の伝達
2. 身体測定、検診の補助
3. 生徒の健康の増進のための定期的な活動や、必要に応じての活動
4. その他保健に係る活動および中央委員議会への提案

## 第8条（図書委員会）

図書委員会は、学校図書館における生徒の活動の充実のために、以下の事項を行う。

1. 図書の貸出および返却業務
2. 図書館だよりの発行とそれを通じた図書の紹介
3. 図書館内の整備
4. 図書館利用規則の実施およびそのための細則の制定
5. 図書館利用規則の改正・追加・廃止の原案作成および中央委員議会への提案
6. その他図書に係る活動および中央委員議会への提案

## 第9条（広報委員会）

広報委員会は、学校におけるより良い広報活動のため、以下の事項を行う。

1. 学校での生活に必要な放送、および行事等の放送に関する業務、そのための細則の制定
2. 放送設備・消耗品の管理
3. 学校内外の掲示広報物の作成および管理
4. その他広報に係る活動および中央委員議会への提案

## 第10条（環境委員会）

環境委員会は、学校の環境の向上のために、以下の事項を行う。

1. 清掃に関する規則の実施およびそのための細則の制定
2. 清掃に関する規則の改正・追加・廃止の原案作成および中央委員議会への提案
3. 毎週金曜日の黒板消しクリーナー清掃とごみ捨て
4. 掃除用具の点検および管理
5. 掃除時間の呼びかけ
6. 大掃除の提案および管理
7. その他環境・整美に関わる活動および中央委員議会への提案

## 第11条（給食委員会）

給食委員会は、生徒が給食の時間を有意義に過ごせるよう、以下の事項を行う。

1. 給食に関する規則の実施およびそのための細則の制定
2. 給食に関する規則の改正・追加・廃止の原案作成および中央委員議会への提案
3. その他給食、食育に関する活動および中央委員議会への提案

## 第12条（体育委員会）

体育委員会は、生徒の体育的活動の充実ため、以下の事項を行う。

1. 体育的行事の企画、運営
2. 体育関係の情報伝達
3. 体育施設の管理
4. その他体育に係る活動および中央委員議会への提案

### 第13条 (MOIS Life 委員会)

MOIS Life 委員会は、生徒の学校生活の向上のため、以下の事項を行う。

1. 学校生活規則、服装・頭髪規則の実施およびそのための細則の決定
2. 学校生活規則、服装・頭髪規則に関する規則の改正・追加・廃止の原案作成および中央委員議会への提案
3. 生徒の学校生活向上のためのキャンペーンの実施
4. その他服装や登下校など学校生活に関する活動および中央委員議会への提案

## 第6章 HR委員会

### 第1条（学年の自治機関）

HR委員会は、各学年生徒の学校生活の充実のため、以下の事項を行う。

1. 各学年の規律の制定
2. 学校・学年行事の企画・運営および細則の制定
3. 全校・各HRのリーダーとして、HR活動の統率をとる
4. その他HR・学年に係る活動

### 第2条（構成）

HR委員会は、各HRから男女1名ずつ選出されるHR委員によって構成される。

### 第3条（会議）

HR委員会の会議は、全体HR委員会、学年HR委員会とする。

1. 全体HR委員会は全学年のHR委員による会議とし、原則として毎月1回以上実施される。
2. 学年HR委員会は該当学年のHR委員による会議とし、原則として毎月1回以上実施される。  
必要に応じて、複数の学年のHR委員が参加する複合学年HR委員会を開催することができる。

### 第4条（HR委員会の役職）

HR委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。委員長は後期課程（4年～6年生）から選出し、副委員長は前期課程（1年～3年生）、後期課程（4年～6年生）からそれぞれ1名ずつを、委員の互選によって選出する。各学年には学年委員長1名と副委員長1名を置く。

### 第5条（HR委員の任期）

HR委員の任期は半年とする。

### 第6条（兼務の禁止）

HR委員は、生徒会長および生徒会役員、専門委員、選挙管理委員、特別委員と兼務することはできない。

## 第7章 選挙管理委員会

### 第1条（選挙の公正な運営）

選挙管理委員会は、本校生徒会に関するすべての選挙が公正に行われるよう、以下の事項を行う。

1. 生徒会選挙に関わる規約の執行およびそのための細則の制定
2. 生徒会選挙に関わる規約の改正・追加・廃止の原案作成および中央委員議会への提案
3. 生徒会長および生徒会役員選挙に関わる事務
4. 立会演説会等、生徒会選挙に関わる行事の企画運営
5. その他生徒会選挙に関わる活動

### 第2条（選挙管理委員会の構成）

選挙管理委員会は、各 HR から1名ずつ選出された選挙管理委員によって構成される。

### 第3条（選挙管理委員が生徒会選挙に立候補した場合）

選挙管理委員は、その立場を保持したまま、生徒会選挙に立候補することはできない。選挙管理委員が生徒会選挙に立候補した場合、その選挙管理委員の所属する HR は、新たな選挙管理委員を選ばなければならない。

### 第4条（選挙管理委員会の役職）

選挙管理委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。委員長は後期課程（4年～6年生）から選出し、副委員長は前期課程（1年～3年生）、後期課程（4年～6年生）からそれぞれ1名ずつを、委員の互選によって選出する。

### 第5条（選挙管理委員の任期）

選挙管理委員の任期は半年とし、毎年 Semester 2 に選出される。

### 第6条（兼務の禁止）

選挙管理委員は、生徒会長および生徒会役員、専門委員、HR 委員、特別委員と兼務することはできない。

## 第8章 特別委員会

### 第1条（特別機関）

特別委員会は、生徒会行事等の生徒全体に関わる事項の運営・事務のために、生徒会執行部の下に設置される。特別委員会は、それぞれの担当分野について、本規約に定められた事項を行う。

### 第2条（特別委員会の種類）

大宮国際中等教育学校には、2021年7月時点では特別委員会は設置されていない。

## 第9章 発効および改正

### 第1条 (改正)

本規約の改正・追加・廃止を行う場合には、生徒総会またはその後に行われる投票において、参加生徒の過半数の賛成によって可決したのち、職員会議での合意を得ることとする。

### 第2条 (効力の発揮)

本規約は、校長および生徒の代表の署名と承認によってその効力を発揮する。本規約の改正・追加が行われた場合にも、同様の手続きを必要とする。

### 附則

2021年度中は「後期課程（4年～6年生）」を「前期課程（1年～3年生）」と読み替える。

### 第7章第2条について

生徒が6学年そろそろまでは、選挙管理委員会の定数は、以下の通りとなる。

2021年度 各HRから男女1名ずつ

2022年度 2・4年は各HRから男女1名ずつ 1・3年は各HRから1名ずつ

2023年度 4年は各HRから男女1名ずつ 1・2・3・5年は各HRから1名ずつ

2021年11月15日

(学校代表) 校長

関田 晃

(生徒代表) 生徒会長

綾部 真宙

## 服装・頭髪・学校生活に関する細則

○この細則は、生徒や保護者、教員からの質問に基づき、「校則」「服装・頭髪規則」「学校生活規則」「出欠規程」等について説明したものです。生徒への指導はこれに基づいて行われますので、それぞれのルールに準ずる効力を持ちます。

### <服装>

#### 1. 制服を着用しなければいけない場面

- ①登下校時（休日のCA等も含む）
- ②休日に学校に用事がある場合（忘れ物、書類提出、CA試合観戦等）
- ③学校の活動として校外で活動する場合（SA等／特に指示が出ている場合を除く）
- ④学校生活中 【◎体育着・ジャージ指定／○体育着・ジャージでもよい／×制服指定】

例	OI・AE	清掃	1	2	給食	3	DR
体→社→国	○	○	◎	×	×	×	×
国→体→数	○	○	×	◎	○	×	×
理→数→体	○	○	×	×	×	◎	○
体→社→美	○	○	◎	×	×	◎	○
美→家→数	○	○	◎	◎	○	×	×
数→技→体	○	○	×	◎	○	◎	○

※後期課程生は、昼休みに食事の前に着替えをしてもよい。

#### 2. 更衣室

- ・使用できるのは朝（～8：30）・体育の授業の前後の休み時間・放課後（～16：45）
- ・前期課程・後期課程それぞれの校舎の更衣室を利用する。

#### 3. 正装

- ・男女の区別はない（女子のスラックス・ネクタイ／男子のスカート・リボンも可）
- ・セーター・ベストはジャケットの中に着用してよい。

#### 4. 衣替え・移行期間

- ・具体的な時期は生徒指導部より連絡。気温によっては延長することもある。
- ・移行期間中に正装が指示された場合は、冬服・夏服のどちらの正装でもよい。

#### 5. 制服の着方

明文化して禁止	私服・指定のもの以外の着用（ソックスを除く） 制服を着用した状態で見える下着・インナー ワイシャツをスカート・スラックスから出す ボタンを2つ以上開ける スカート・スラックス等が短すぎる
---------	---

<p><b>統一して指導</b></p>	<p>素肌に直接ワイシャツを着用している          スラックス等の裾をまくる／ウエストを折る          複数の服装が混ざった着方          (夏服+冬服：ジャケットを着用してネクタイなし等)          (制服+体育着：ポロシャツとハーフパンツ等)</p>
<p><b>各自の感覚で助言</b></p>	<p>ジャケットのボタンを閉めない          袖まくり          ポロシャツ+セーター・ベスト／セーラーブラウス+セーターの組み合わせ</p>
<p><b>許可 ・ 指導しない</b></p>	<p>見た目でわからないもの（スカート・スラックスの夏 or 冬など）          (夏) ポロシャツをスカート・スラックスから出す          (夏) ポロシャツの下に着ている体育着が見えてしまう          不要な時にジャケットを省略する</p>

#### 6. 防寒具等

- ・ コートのタイプは問わない。ダウン等も可。
- ・ コートはベースの色が黒・紺・グレーであれば、多少の模様等は入っていてもよい。
- ・ マフラー・ネックウォーマー・手袋は着用してよい。
- ・ タイツ・ストッキングの種類は問わない。くるぶしまでのタイプのものを着用する場合はソックスも着用し、裸足で靴を履かない。

#### 7. 日差し・熱中症対策

- ・ 上着の着用は認めない
- ・ 帽子は着用してよい
- ・ アームカバー等は着用してもよい
- ・ 日焼け止めは使用してよいが、匂い等で周囲に迷惑をかけないようにする。

#### 8. 靴

- ・ 色の指定は特になし。
- ・ 極端にかかとが高いなど、歩行の安全を妨げるものは認めない。

#### 9. 名札

- ・ 左胸にまっすぐ、名前が見えるように着用する。
- ・ 忘れた場合は職員室で予備を借り、なくした場合は事務室で注文する。  
2つともなくした場合は生徒指導部に申し出て、首からかける名札を借りて、購入したものが届くまで着用する。
- ・ 制服に穴を開けずに着用するためのクリップ等を使用してもよい。



#### 10. その他服装について

- ・ 制服は6年間共通で変更なし。

## <頭髪>

### 1. 髪型

- ・具体的に禁止している髪型はない。「威圧感」や「迷惑」を訴える・感じる生徒・教員が多くいる場合に個別に検討する。

### 2. 髪加工

- ・パーマにはストレートパーマや縮毛矯正も含む。心身の健康のため等で特に必要がある場合は担任や生徒指導部の教員に相談する。
- ・寝癖を直すなど「本来の状態に戻す」ことは加工とは考えない。ヘアアイロン、こて等の手段は問わず、「本来の状態から変化させる」ものを加工と考える。

### 3. ヘアピン・ヘアゴム

- ・「ヘアピン」「ヘアゴム」の基準は以下の通り。

ヘアピン：本体の弾力で髪をまとめるものとし、取り外しのできるばね等のついていないもの



ヘアゴム：輪になった全体が伸縮して髪を固定するものとし、布等の髪固定に不要な部分のついていないもの



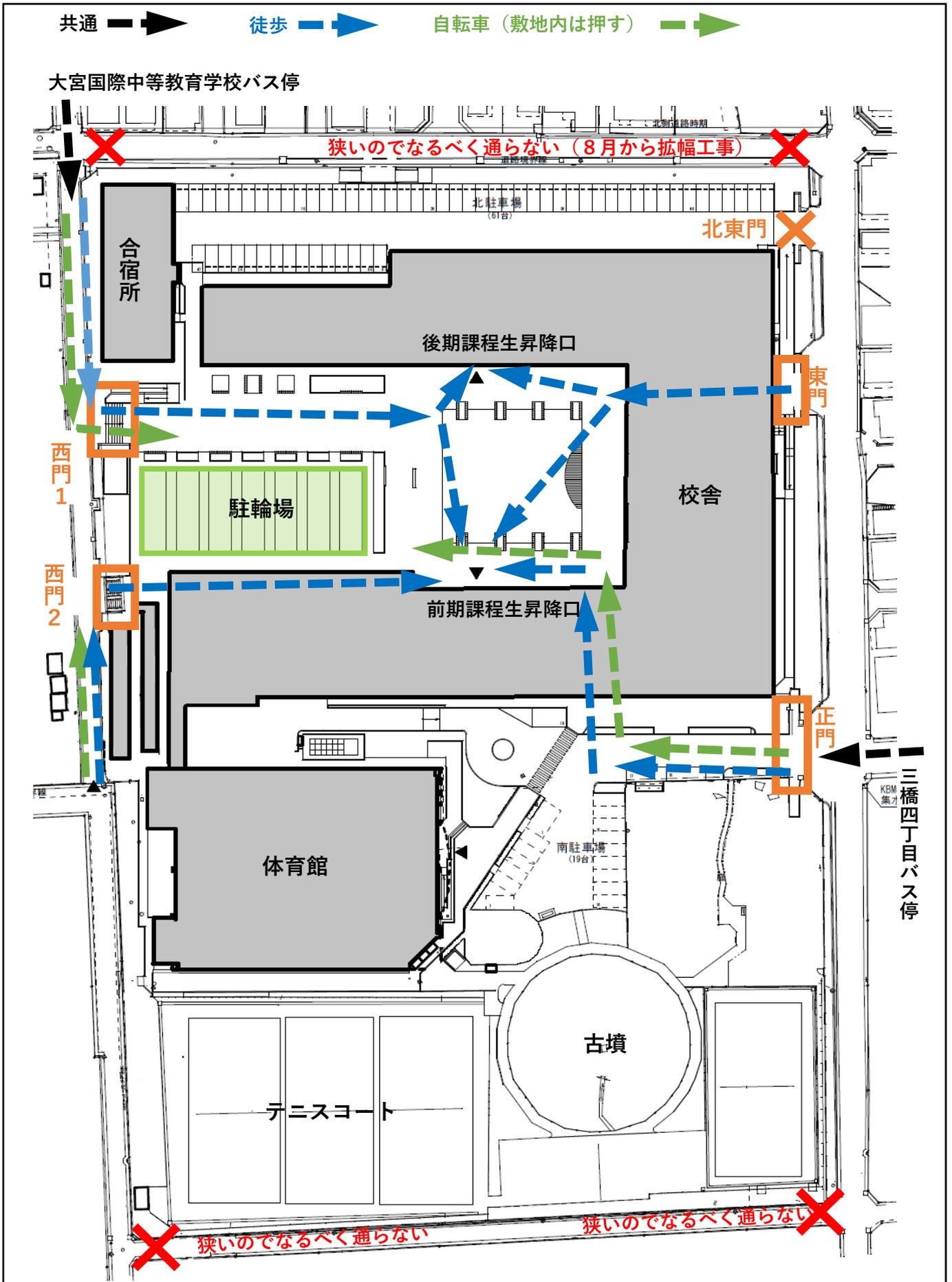
- ・色や数、大きさ等の指定はないが、授業・行事等で指示があった場合は外す。極端に制服と調和しないと判断される場合は個別に協議・指導。

### 4. 整髪料

- ・寝癖を直すなど、「状態を整える」ことに使うことは禁止されていない。匂い等で周囲の迷惑にならないようにすること。

<通学について>

1. 通学の経路



## 2. 鉄道の遅延

- ・遅刻の取り消しを求める場合は、遅延証明書を遅刻届の裏に添付する。アプリ等の画面を教員に提示し、遅刻届の裏にサインをもらってもよい。

## 3. バスの利用

- ・使用できるバス停は「大宮国際中等教育学校」と「三橋四丁目」の2か所。「三橋二丁目」や「水判土」のバス停は使用しない。
- ・上の2か所のバス停は、どちらを使ってもよい。日によって変えてもよい。
- ・大宮駅まで歩いて向かう途中のバス停で、空いているバスが来た場合は乗車してもよい。ただし、この場合も「三橋二丁目」から乗車はしないこと。

## 4. バスの遅延

- ・バスの遅延による遅刻は原則として取り消されない。ただし、天候などの特別な事情がある場合には取り消されることがある。その場合は後から連絡するため、遅刻届は提出すること。

## 5. スクールバス

- ・スクールバスが交通事情等で遅延した場合は遅刻としない。遅刻届の提出も不要。
- ・下校時のスクールバスの到着が遅れた場合は、完全下校時刻を過ぎて待っても構わない。

## 6. 自転車

- ・学校の敷地内（校舎と校庭の間の私道も含む）では降車し、押して歩いてください。
- ・自転車で登校し、バス等で下校する場合は、自転車を駐輪場に置いて帰っても構いません。カギはしっかりかけるようにしてください。

## 7. 登下校中の寄り道

- ・不要な寄り道をせずになるべくまっすぐ家に帰る。何が「不要な寄り道」で何が「必要な寄り道」かは各家庭の判断によるため、学校が具体的に指定するものではない。
- ・登校途中に弁当や飲み物を購入することは問題ない。ただし、学校付近の店舗に本校の生徒が集中し、地域の方の迷惑にならないように配慮する。

## 8. 交通のマナー

- ・地域から厳しいご意見を多くいただいている。マナーを意識し、周囲への配慮を。

### <意識してほしいマナー>

#### 【徒歩】

- ・歩くときは横に3人以上並ばない。車が横を通るときは一列になって道の端に寄る。
- ・歩道では一列になり、すれ違う人や追い抜く人のためのスペースを作る。
- ・話すときは意識的に小さい声で話す。中学生の「普通の声」は大人には「大声」に感じられることが多くあります。

### 【自転車】

- ・並走をしない。歩いている友だちに合わせてゆっくり走ることをしない。歩道と車道で並走している生徒についての苦情が来ています。
- ・蛇行運転をせず、道路の左端を走る。車の通行を妨害するのは道路交通法違反です。
- ・一時停止を必ず守る。自動車との事故で被害者になるだけでなく、歩行者との事故で加害者になることもあります。
- ・歩道は歩行者が優先。すれ違うことができないときは自転車の側が端に寄って譲る。
- ・車道に急に飛び出さない。必ず後ろを確認してから出る。

### 【バス】

- ・基本的に話をしない。公共交通機関では、基本的に静かにするのがマナーです。もし話すとしても、お互いにだけ聞こえる声で。グループみんなで話している声は、十分に「大声」です。
- ・バスの中でマスクを外さない。密閉空間なので、不安に思う人が多くいます。
- ・座席（特に優先席）は必要としている人に譲る。もちろん、混んでいる場合に座ることは構いません。必要な時にすぐに譲れるようにしましょう。
- ・「三橋四丁目」バス停では、排水溝のブロックの上から出ないように一列に並ぶ。
- ・学校付近のバス停からは MOIS 生が集団で乗るため、「自分たちのためのバス」と勘違いしやすくなります。バスは公共交通機関です。MOIS 生以外の方が不快に思わないようにしてください。

## <施設・設備の利用について>

### 1. 机・ロッカー・下駄箱

- ・移動の際は、自分の HR の机に荷物を置いていかない。次の授業で使う予定がない場合でも荷物を持って移動する。
- ・教科書等は置いて帰ってもよいが、すべてロッカーに入れる。
- ・ロッカーや下駄箱の上に私物を置かない。

### 2. 教室等

- ・放課後の自習では図書室・自習室・PC 室・机のあるオープンスペース（ワークスペースなど）は、17：20まで自由に使用してよい。
- ・教室等を使いたい場合は、その場所を管理する教員の許可を得る。16：50以降も使用したい場合は、その場に担当の教員がついている必要がある。

### 3. ふれあい広場（中庭）等

- ・上履きで出ない。
- ・ベンチ等は自由に使用してよい。
- ・走り回る、ボールを投げるなど、運動をしないこと。

### 4. 自動販売機

- ・使用できる時間

朝	昼休み	放課後	休日
8：25まで	Term3 開始5分前まで	17：25まで	活動中いつでも

- ・自動販売機で買ったもののゴミは自動販売機の横のゴミ箱に捨ててよい。

### 5. 売店

- ・開店しているのは平日の昼休み。放課後や土曜日は営業していない。
- ・食品は給食終了のチャイムまでに購入する。
- ・前期課程生は、給食のある日は食品を購入できない。飲料や文房具・日用品等は購入してよい。
- ・電子マネーで買い物をするためにスマートフォンを利用する場合は、それ以外の目的に使用しないようにする。
- ・売店で購入したものは売店のごみ箱に捨ててよい。

### 6. 体育施設

- ・始業前や昼休みには利用できない。
- ・休日を含め、許可なく利用することはできない。

### 7. 非常口

- ・昇降口以外から屋外に出ない。
- ・屋外階段は緊急避難用なので使用しない。
- ・ウッドデッキに出ない。ただし、渡り廊下のウッドデッキを除く。

## 8. 個人使用 PC

- ・学習および学校の活動、自分の能力の伸長のために使用する。ただゲームをするなど、娯楽のために利用しない。
- ・PC 内に入っているソフトは、上記の目的のためであれば自由に利用してよい。
- ・ソフトの勝手なインストールなど、復元不能な変更をしない。
- ・あまりにもルールに違反する使用が続く場合、使用が停止されることがある。

## 9. Classi・Microsoft Teams 等での連絡について

- ・DR 終了以降は全員が見る保証はないため、校内グループ・メッセージでは、原則として放課後以降には翌日の連絡をしない。
- ・翌々日以降の連絡であっても、通知によって迷惑をかけないように、あまり遅い時間にならないよう気を付けて投稿する。基本的に 19：00 以降の連絡は避ける。

## <食事・飲料について>

### 1. 給食（前期課程生）

- ・給食終了のチャイムまでは教室の外に出ない。

### 2. 弁当（後期課程生・休日）

- ・食べてよい時間は、前期課程生の給食の時間と同様。休み時間や放課後に食べない。  
LDT 等午前授業の場合は、すべての日課が終了してから 60 分以内を目安とする。
- ・当面の間、自分の HR 教室で黙食とする。CA 等で場所が指定されている場合は、それに従う。
- ・食事が終わったら教室を出てよいが、前期課程校舎には立ち入らない。
- ・登校途中や売店で購入してもよい。登校後に買いに行くことは原則として認めない。
- ・品目に指定はないが、匂いが周囲に漏れるようなものを持ちこまないこと。
- ・校内での刃物や火を使った調理や、デリバリーの注文は禁止。
- ・ごみは持ち帰る。売店で購入したものは売店のごみ箱に捨ててよい。

### 3. 飲料

- ・飲み物は、水筒やペットボトルなど、ふたの閉まる容器で持ってくる。中身は特に指定はない。
- ・通学中に購入してもよい。
- ・授業中に水分補給をしてもよいが、各授業担当の指示に従うこと
- ・ごみは持ち帰る。自動販売機で購入したものは自動販売機そばのごみ箱に捨ててよい。

### 4. 飲食禁止の場所

- ・グローバルホールや PC 室など、カーペット敷きの場所では飲食を行わない。

## <携行品について>

### 1. 必要なもの・不要なもの

- ・「授業や学習の質を向上させるもの」「それがないと学校生活が送れないもの」は「授業・学校生活に不要なもの」には当たらない。
- ・現在までに質問があり、必要・不要と判断された例は以下の通り。

必要	電子辞書・ワイヤレスマウス・マウスパッド・授業で使うイヤホン・時計・メモ帳
不要	携帯音楽プレイヤー・ハンディ扇風機・ブランケット・タブレット端末・授業や ASA と無関係なスポーツ用品や楽器

- ・個別の事情で特別に必要な場合は担任や生徒指導部の教員に申し出る。

### 2. CA・ASA の用具

- ・CA や ASA の活動中のみに使用する。
- ・教室のロッカー下の収納 BOX や部室等、指定された場所には置いて帰ってもよい。

### 3. バッグ

- ・通学時は指定のバッグを利用する。休日の CA 等の時も同様。校外の活動等で特に指示が出ている場合はそちらに従う。
- ・ストラップやキーホルダーに特に指定はない。

### 4. 書籍

- ・授業・学校生活に必要な書籍は持ってきて、休み時間等に読んでよい。
- ・「必要」の目安としては、「学校図書館で借りられる（禁貸出になっていない）ものと同種のもの」とする。

### 5. 携帯電話・スマートフォン

- ・「携帯電話・スマートフォン」とは、独立した通信機能を有し、一般的に「携帯電話」「スマートフォン」として販売されているものを指す。タブレット端末等は該当しない。
- ・「安全の確保」「学習」「学校生活上の必要」の3つの目的に限って使用することを条件に持ってくる事が認められている。校外であっても目的外の使用はしない。
- ・個人情報流出等の恐れがあるため、他の生徒や校内の様子を SNS 等にアップしない。校内で学習等に必要な写真を撮らない。
- ・校舎に入ってから、すべての活動を終えて校舎・体育館を出るまで使用しない。校舎内でどうしても利用しなければならない場合は、担任の先生など、周囲にいる先生に許可を得て使用する。
- ・売店や自動販売機で電子マネーを使用するときにロッカーから持ち出すときは、その目的のみに使用し、使用が終了したら速やかに電源を切ってロッカーにしまう。
- ・鉄道・バス車内等で授業動画を視聴する等の目的のためにイヤホンを利用することは問題ないが、基本的に座席で使用するなど、乗車マナーを守り、自分と周囲の安全に配慮する。

## <後期課程生の校外の活動について>

### 1. アルバイト

- ・アルバイトをするかどうかは個々の家庭の判断 であり、学校が関知するものではない。
- ・家庭の責任下で行う場合でも、 18歳未満の利用が禁止されている店舗や、酒類を主とする飲食店などでのアルバイトは避けるのが望ましい。
- ・家庭の責任下で行う場合でも、 学業及び学校生活に悪影響の出ないように留意すること。

### 2. 免許の取得

- ・運転免許の取得については個々の家庭の判断であり、学校が関与 するものではない。  
ただし、埼玉県教育委員会が定めた手続きがあるので、取得を希望する場合には学校に申し出る。
- ・バイク・自動車による通学は認めない。

